

議案第22号

財産を無償で貸し付けること（旧鳥取県立中部健康増進センターの建物及び用地）について

次のとおり財産を無償で貸し付けることについて、地方自治法（昭和22年法律第67号）第96条第1項の規定により、本議会の議決を求める。

平成17年6月16日

鳥取県知事 片山善博

1 財産の内容

種類	所在地	数量
土地	東伯郡湯梨浜町大字南谷528番1ほか24筆	19,456.37平方メートルのうち19,356.37平方メートル（電柱設置部分を除く。）
建物	東伯郡湯梨浜町大字南谷528番1	3,035.39平方メートルのうち2,503.04平方メートル

2 相手方

東伯郡湯梨浜町大字久留19番地1

湯梨浜町

3 貸付期間

平成17年8月1日から平成22年3月31日まで

4 理 由

湯梨浜町が推進する「高齢者の健康づくり事業」の実施場所等として使用することにより、旧鳥取県立中部健康増進センターで行っていた「県民の健康の保持・増進及び健康県づくりの推進」と共通する内容の公共性の強い事業が行われると同時に、未利用財産の活用が図られるため、土地及び建物の一部を無償で貸し付けようとするものである。